

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成26年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般財団法人日本車両検査協会（以下「本協会」という。）の定款第13条に基づく評議員の報酬及び費用並びに定款第30条に基づく役員の報酬及び費用については、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、本協会の評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、本協会の職務に常時あたる役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の対価として受け取る財産上の利益及び退任慰労金をいう。
- (5) 費用とは、評議員及び役員が職務を行うために要する交通費、通勤手当、旅費（日当、宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(支 給)

第3条 評議員には、報酬及び費用を支給することができる。

2 役員には、報酬、退任慰労金及び費用を支給することができる。

第2章 報 酬

(評議員の報酬)

第4条 評議員には、各年度の総額が200万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員には、1日当たり50,000円の範囲内で評議員会で定めた額をもとに、勤務日数に応じて報酬を支給する。

(役員の報酬)

第5条 役員には、評議員会で定めた各年度の総額の範囲内で報酬を支給すること

ができる。

(常勤役員の報酬)

第6条 常勤役員の報酬は、次の役職別の年額報酬の範囲内で、理事会の承認を受けて、理事長がこれを定める。

理事長	16,000千円
専務理事	15,000千円
常務理事	13,500千円
理事	13,000千円
監事	12,000千円

- 2 前項の理事長が定めた年額報酬を12で除した額を毎月支給する。
- 3 前項の支給の日（以下「支給日」という。）は、25日とする。ただし、25日が休日に当たる場合は、直近の休日でない日に繰り上げる。
- 4 常勤役員には、就任した日から退任した日までの期間（再任された場合は通算する。）の月数（端数がある場合は切り上げる。）に応じて、報酬を支給する。
- 5 常勤役員に新規に就任した日が、月の初日から15日までの場合は当該月の支給日から支給を開始し、月の16日から末日までの場合は当該月の翌月の支給日から支給を開始する。

(非常勤役員の報酬)

第7条 非常勤の理事長、専務理事及び常務理事には1日当たり50,000円の範囲内で、これら以外の非常勤の役員には1日当たり30,000円の範囲内で、理事会の承認を受けて理事長が定めた額をもとに、勤務日数に応じて報酬を支給する。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金)

第8条 在任6月以上の常勤役員が次の各号の一に該当するときは、本人又はその遺族に対して退任慰労金を支給する。ただし、定款第29条の規定により解任されたときはこの限りでない。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 本協会の都合により退任したとき
- (3) 死亡により退任したとき
- (4) 負傷又は疾病により退任したとき
- (5) 自己の都合により退任したとき

(死亡時の退任慰労金)

第9条 本人が死亡した場合の退任慰労金は、次の順位により支給するものとする。

- (1) 本人の遺言又はあらかじめ書面をもって本協会に対して退任慰労金を受け取る者を指定したときは、その指定された者
- (2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に掲げる者

(退任慰労金の支給額)

第10条 退任慰労金の支給額は、退任時における年額報酬を15で除した額を支給基準として在任月数を乗じ、さらに次の各号の区分による割合を乗じて得た額以内とする。ただし、在任月数に当該割合を乗じて得た倍率が25を超える場合は、25をもって上限とする。

- (1) 在任6月以上1年未満の者 100分の15
- (2) 在任1年以上2年未満の者 100分の20
- (3) 在任2年以上の者 100分の25

(在任月数)

第11条 在任月数は、次の各号により計算する。

- (1) 月の端数は1月として月数に算入する。
- (2) 再任の場合は通算する。
- (3) 同一人が理事又は監事を退任した後、引続き他の役職に就任し、退任した場合は、それぞれの役職の在任月数別に計算するものとする。

(特別功労金)

第12条 理事長は、在任中特に功績があった者が退任したときは、評議員会の同意を得て、退任慰労金として特別功労金を併せて支給することができる。

(支給日)

第13条 退任慰労金は、原則として退任日から7日以内に支払うものとする。

第4章 費用

(旅費)

第14条 評議員及び役員が本協会の用務を帯びて旅行するときは、旅費として、国内旅費及び外国旅費を支給することができる。ただし、旅費の一部を本協会以外の者が負担する場合は、当該部分についてはこの限りでない。

(国内旅費)

第15条 国内旅費は、交通費、日当及び宿泊料とする。

2 交通費は、実費で支給することができる。なお、国内において200キロメートル以上の場合、列車についてはグリーン車を、船舶については特等を利用することができる。

3 日当として7,000円を支給することができる。ただし、評議員会又は理事会に出席した評議員又は役員で、報酬を受ける者についてはこの限りでない。

4 宿泊料として1泊につき13,000円を支給することができる。

(外国旅費)

第16条 外国旅費は、運賃、日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費とする。

2 運賃は、最も経済的な経路及び方法による最短旅程の実費とし、次のとおりとする。

(1) 航空運賃は最上級の直近下位級の運賃

(2) 鉄道運賃は最上級の運賃

(3) 運賃に等級のない場合は所定の運賃

3 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じて次のとおりとする。ただし、機内泊については支給しない。なお、A地域とは、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア及びカナダとし、B地域とは、A地域以外の地域とする。

区分	日当	宿泊料
A地域	7,900円	24,200円
B地域	6,300円	19,400円

4 支度料は、旅行期間に応じて、次のとおりとする。ただし、過去5年以内に本協会から支度料を受けた者については支度料を支給しないものとするが、過去に4日以上7日以内の支度料を受けた者が8日以上旅行をする場合はその差額を支給する。

旅行期間	支度料
4日未満	支給しない。
4日以上7日以内	90,000円
8日以上	120,000円

5 旅行雑費は、予防注射料、旅券の交付及び査証に必要な手数料、入国税、空港利用料、外貨交換手数料、旅行傷害保険料並びに業務上必要な物品の購入等の実費額とする。

(就業規則の準用)

第17条 赴任旅費については、就業規則第43条を準用する。ただし、転勤取扱内規の規定は準用しない。

2 この規程に定めのない事項については就業規則第42条を準用する。

(特 例)

第18条 やむえない事情により、前条までの規定を適用することが困難と認められる場合は、理事長が決定するものとする。

(通勤費)

第19条 常勤の役員に対して、通勤費を支給することができる。

第5章 その他

(内 規)

第20条 この規程の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に財団法人日本車両検査協会（以下「旧法人」という。）の役員として在任していた者であって、引き続き本協会の役員となった者については、旧法人の役員として在任していた期間は、本協会の役員として在任した期間とみなしてこの規程を適用する。
- 3 平成25年5月16日付け役員の報酬等に関する規程並びに評議員及び役員の職務遂行費用規程は、この規程の施行日をもって廃止する。